

# 新宿区産業実態調査業務委託 仕様書

## 1 件名

新宿区産業実態調査業務委託

## 2 目的

本業務は、令和10年度からの次期新宿区産業振興プランの策定に向け、区内事業者、商店会及び商店街における空き店舗等の実態、課題、ニーズ等を把握し、今後の産業振興施策の検討に資する基礎資料を得ることを目的として実施する。

なお、本業務においては、区が調査の目的、対象及び基本的な調査項目を定め、受託者は、区の指示及び協議に基づき、調査設計支援、調査実施、集計・分析及び報告書作成等を行うものとする。

## 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4 履行場所

新宿区が指定する場所

## 5 業務内容

受託者は、本仕様書に定める事項のほか、新宿区産業実態調査業務委託に係るプロポーザル実施要領、募集要項及び受託者の企画提案書の内容を踏まえ、区と協議の上、業務を実施するものとする。

### (1) 業務実施計画の作成

- ア 契約締結後、速やかに業務実施計画書を作成し、区の承認を受けること。
- イ 業務実施計画書には、実施内容、実施体制、責任者及び担当者、再委託の有無、情報管理体制、工程表、成果物作成方針その他区が必要と認める事項を記載すること。
- ウ 業務の進捗に応じ、必要がある場合は、区と協議の上、業務実施計画書を修正すること。

### (2) 調査設計支援

- ア 区が作成する調査票案（事業者向け調査、商店会向け調査及び空き店舗オーナー調査）について、設問構成、回答しやすさ、回答者負担、回収率向上、集計・分析のしやすさ等の観点から改善提案を行うこと。
- イ 調査票の最終確定に向け、区と協議の上、必要な修正、表記統一、レイアウト調整及びWEB回答フォームとの整合確認を行うこと。

- ウ 調査票の作成に当たっては、前回調査との比較可能性を確保しつつ、現下の社会経済状況、区内産業の課題、デジタル化・生成 AI 活用、人材確保、多文化・外国人対応、地域別分析等の観点を踏まえること。

### (3) アンケート調査の実施

#### ア 調査対象

(ア) 区内事業者等：約 24,000 社

(イ) 区内商店会：100 商店会

(ウ) 空き店舗オーナー：150 件程度を想定（商店会向け調査及び現地確認等により把握した空き店舗の所有者）

イ 区内事業者等の調査対象は、令和 3 年経済センサス - 活動調査データを基に区が抽出する。総務省からの経済センサスデータの取得は区が行う。

ウ 回答方法は、郵送及び WEB を基本とし、必要に応じて FAX による回答にも対応できるようにすること。

エ WEB 回答フォームを構築し、調査票に URL 及び二次元コード等を記載するなど、回答しやすい環境を整備すること。

オ 調査票、依頼文、返信用封筒その他必要書類の印刷、封入、発送及び回収を行うこと。

カ 問い合わせ窓口を設置し、調査対象者からの問い合わせに対応できる体制を確保すること。

キ 回収率向上のため、必要に応じて、礼状兼督促状の送付、電話、郵送、電子メールその他区と協議して定める方法により督促を行うこと。

ク 督促状等の作成に当たっては、本調査の趣旨、目的及び調査結果の活用方法を分かりやすく示し、回収率向上につながる工夫を行うこと。

ケ 商店会向け調査については紙回答を基本とし、区と連携して回収を行うこと。

コ 回収状況を管理するため、区と協議の上、アンケート回収状況管理表を作成し、回収状況、督促状況、問い合わせ対応状況等を適切に管理すること。

サ アンケート回収状況管理表等により、回収状況を区と適宜共有すること。

シ 回収した調査票については、必要に応じて内容確認及び補完を行い、データ入力及び集計に適した状態に整理すること。

### (4) 空き店舗調査

#### ア 商店会調査との連携

商店会向け調査において、商店会区域内の空き店舗の有無、件数、所在地に関する情報、把握状況等を確認すること。

#### イ 現地調査

商店会向け調査等により空き店舗として把握された物件について、現地確認を行い、所在地、建物・店舗の状況、外観上確認できる利用状況等を確認すること。

ウ 所在地特定

現地調査結果をもとに、対象物件の所在地を特定し、一覧として整理すること。

エ 登記簿情報の確認

特定した所在地をもとに、登記事項証明書等により所有者情報を確認すること。登記事項証明書等の取得費用は、本業務に係る経費に含めるものとする。

オ 空き店舗オーナー調査

所有者に対し、郵送等によるアンケート調査を実施すること。また、電話番号が把握できた場合は、必要に応じて電話による補足調査を行うこと。

カ 所有者情報その他個人情報の取扱い

空き店舗所有者に関する情報は個人情報を含む可能性があるため、関係法令、区の規程及び本仕様書に基づき厳重に管理し、調査目的以外に使用してはならない。報告書等においては、個人が特定される情報を掲載しないこと。

## (5) ヒアリング調査支援

ア ヒアリング調査は区が実施する。受託者は、区が実施する区内経済産業団体、商店会、事業者等に対するヒアリング調査について、必要に応じて、ヒアリング項目案の整理、記録様式の作成、結果整理及び分析支援を行うこと。

イ 受託者がヒアリングに同席する場合は、区の指示に従い、記録作成、論点整理、調査結果への反映支援等を行うこと。

## (6) 集計、分析及び報告書作成

ア 回収した調査票について、データ入力、データクリーニング、自由記述の整理、単純集計及び各種クロス集計を行うこと。

イ 業種別、地域別、規模別その他区と協議して定める区分によりクロス集計及び分析を行うこと。

ウ 既存統計、他都市の状況、経済センサスその他必要な資料を踏まえ、新宿区の産業構造及び地域特性に関する分析を行うこと。

エ 経済センサスの産業分類のみでは把握しにくい企業等の事業活動の実態、業種横断的な特徴、地域との関係性等について整理・分析すること。

オ 区内事業者、商店会及び空き店舗に係る調査結果について、特徴、傾向、課題を整理し、次期産業振興プラン及び産業振興施策の検討に資する示唆を抽出すること。

- カ 自由記述回答については、回答内容を分類・整理し、必要に応じてデジタル技術・生成 AI 等の活用も含め、効率的かつ適切に分析すること。ただし、個人情報、機密情報及び調査票情報の取扱いについては、区と協議し、関係法令及び区の指示に従うこと。
- キ 報告書は、図表、グラフ、要約等を用いて分かりやすく整理すること。
- ク 報告書の作成に当たっては、構成案、本文案、図表案等について区と十分に協議し、区の指示に従うこと。
- ケ 集計結果の中間報告は令和 8 年 12 月末までに行うこと。最終報告書その他成果物は、2 月末を目途に作成し、履行期間内に納入すること。

## 6 回収率

調査区分	目標有効回収率	備考
事業者向け調査	20%以上	約 24,000 社を対象
商店会向け調査	90%以上	100 商店会を対象
空き店舗オーナー調査	なし	所有者を確認できた対象者に対して実施

目標値を達成できない場合は、回収数、回収率、目標値を達成できなかった要因及び今後の対応について、区に報告すること。区が内容を精査し、やむを得ないと判断した場合は、その時点の回収率を有効回収率とする。

## 7 打合せ及び会議への出席

- (1) 受託者は、業務の進捗に応じて区と打合せを行い、進捗状況、課題、今後の対応等を報告すること。
- (2) 受託者は、必要に応じて、産業振興会議その他区が指定する会議又は打合せに出席し、資料作成、説明補助、議論内容の整理及び調査業務への反映を行うこと。
- (3) 打合せ及び会議の実施方法は、対面又はオンラインとし、区と協議して定める。

## 8 成果物

受託者は、次に掲げる成果物を納入すること。なお、成果物の形式、部数及び内容については、区との協議により変更する場合がある。

成果物	形式	部数・数量	備考
新宿区産業実態調査報告書	A4 縦判・印刷物及び電子データ	300 部	Word 形式、PDF 形式等を併せて納入
新宿区産業実態調査報告書概要版	A4 縦判・印刷物及び電子データ	300 部	Word 形式、PDF 形式等を併せて納入
調査集計表	電子データ	一式	Excel 形式等。単純集計及びクロス集計を含む
ローデータ及びコード表	電子データ	一式	個人情報等を含む場合は区の指定方法による
空き店舗調査結果一覧	電子データ	一式	所在地、現地確認結果、所有者調査結果等。ただし個人情報は区の指示に従い管理
その他関連資料	電子データ又は印刷物	一式	区が必要と認める資料

電子データは、Word、Excel、PDF その他区が指定する形式により納入すること。納入方法は、区が指定する方法によるものとし、個人情報又は機密情報を含むデータについては、暗号化その他必要な安全管理措置を講じること。

## 9 納入場所

新宿区文化観光産業部産業振興課

## 10 個人情報、秘密情報及びデータの保護

- (1) 受託者は、本契約の履行に際して取得した個人情報については、関係法令及び本契約の定めに従い、第三者への漏えい、滅失、毀損等が生じないように、適正な安全管理措置を講じること。なお、個人情報の取扱いに関しては、「業務委託における個人情報保護の取扱いに係る申出書」に基づき、適切に対応すること。
- (2) 契約締結時又は契約締結後速やかに、プライバシーマーク使用許諾証、又はこれに準ずる認証（ISMS 認証等）の提示又は写しを提出すること。
- (3) 受託者は、区が提供する調査対象者リスト、ヒアリング対象者リスト、調査票、回収データ、集計データ、空き店舗所有者情報、登記情報その他本業務に関して知り得た情報を、本業務の目的以外に使用してはならない。

- (4) 受託者は、個人情報又は秘密情報を含む資料及びデータについて、アクセス権限、保管方法、持出し制限、廃棄方法等を明確にし、適切に管理すること。
- (5) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は自己若しくは第三者のために利用してはならない。本業務終了後も同様とする。
- (6) 受託者は、個人情報又は秘密情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに区へ報告し、区の指示に従い必要な措置を講じること。
- (7) 本業務終了後、受託者は、区の指示に従い、本業務で使用した資料、電子データ及び中間生成物を返還、引渡し、廃棄又は消去し、その結果を区に報告すること。

## 11 統計情報の二次利用に関する遵守事項

- (1) 本業務では、経済センサスの調査票情報を二次利用する予定であるため、受託者は、統計法（平成19年法律第53号）その他関係法令を遵守し、調査票情報を適正に管理するとともに、秘密の漏えいがないよう厳重に注意すること。
- (2) 受託者は、調査票情報の利用に当たり、次に掲げる事項を遵守すること。
  - ア 事業責任者は、調査票情報を適正に管理し、秘密漏えいがないよう注意義務を怠らないこと。
  - イ 業務上知り得た事項に係る秘密保持の義務を守ること。
  - ウ 調査票情報等関連資料を適正に管理すること。
  - エ 調査票情報の転写、貸与及び提供を行わないこと。
  - オ 調査票情報の利用期間終了後、集計等に用いた調査票情報及び中間生成物の全てを速やかに廃棄し、その措置について区に報告すること。報告様式は契約締結後に指定する。
  - カ 調査票情報の二次利用に関する業務の再委託は原則として禁止する。ただし、区の承諾を得たときは、この限りでない。
  - キ 調査票情報の利用状況について、必要に応じて区又は関係機関の検証を受けること。
  - ク 事故又は災害発生時は、速やかに区へ報告すること。
  - ケ 上記に違反した場合、区は契約を解除することができる。その際、受託者は調査票情報を速やかに返却するなど、区の指示に従うこと。
- (3) 受託者は、契約後、速やかに次に掲げる書類を提出すること。
  - ア 調査票情報の利用方法等が記載された書面
  - イ 調査票情報の利用場所、利用環境、保管場所及び管理方法が記載された書面
  - ウ その他、経済センサスデータ利用の申請に際し、区又は関係機関が必要と認める書類

## 12 再委託

- (1) 受託者は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。

- ( 2 ) 受託者は、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託の内容、理由、再委託先、管理体制その他区が必要と認める事項を示し、区の承諾を得なければならない。
- ( 3 ) 再委託を行う場合であっても、受託者は、本仕様書及び契約に基づく全ての責任を負うものとする。

### 13 著作権等

- ( 1 ) 本業務により作成した成果物に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、区に帰属するものとする。
- ( 2 ) 受託者は、成果物について著作者人格権を行使しないものとする。この規定は、受託者の従業員及び再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- ( 3 ) 成果物について第三者から著作権、特許権その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合は、受託者の責任と費用により処理すること。

### 14 支払方法

委託契約完了後、区の検査に合格した後に一括して支払うものとする。

### 15 契約履行上の留意事項

- ( 1 ) 受託者は、契約締結後、区と協議の上、本業務の実施に係る計画書、実施体制、工程表その他必要な関係書類を提出すること。
- ( 2 ) 受託者は、契約の履行に当たり、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めること。
- ( 3 ) 受託者は、本業務の履行に当たり、関係法令、区の条例、規則、要綱及び区の指示を遵守すること。
- ( 4 ) 受託者が本仕様書又は契約条項に違反した場合、区は、契約の解除、委託料の全部又は一部の返還その他必要な措置を講じることができる。
- ( 5 ) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、区と受託者が協議の上、決定するものとする。
- ( 6 ) 守秘義務  
受託者は、本事業の履行に当たっては、業務上知り得た秘密を漏らし、又は自己のために利用してはならない。本事業終了後も、同様とする。
- ( 7 ) 契約の履行にあたって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

（８）新宿区環境マネジメントシステムの取組に協力すること。

（９）受託者は、感染症予防対策を講じて、本業務を実施すること。